

令和5年度第3回人権教育・啓発推進懇談会における委員意見

該当箇所	御意見等	県の考え方
<p>(2) 子どもたち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8ページ</li> <li>・ 9ページ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「県内の児童相談所が扱った相談件数は…」という現状を先に記載した方が、強く問題点を訴えられると思う。</li> <li>・ ヤングケアラーの問題について、対策が必要であることを記載するのであれば、割合の数字だけではなく、具体的に生じる問題点を加えるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「こども基本法」は、関連施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法と位置づけられているため、個別の問題より先に記載することとしました。</li> <li>・ 本計画は教育と啓発を中心に各施策をとりまとめるものであり、ヤングケアラーの具体的な問題点については、子ども分野の計画策定において掲載を検討することがふさわしいと考えます。</li> </ul>
<p>(6) 外国籍の人たち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21 ページ</li> </ul>	<p>地域に増えつつある外国人入居住者の町内会への加入について、地域に家を購入する外国人が町内のルールやしきたりなどのシステムがわからず、問題に直面している。</p> <p>自分の国にないシステムなのでどういものか理解できず、町内会に入るメリットが感じられないでいる。外国人によくわかるように説明が必要だと思われる。</p>	<p>いただいた御意見については、多文化共生の担当課にお伝えします。</p>